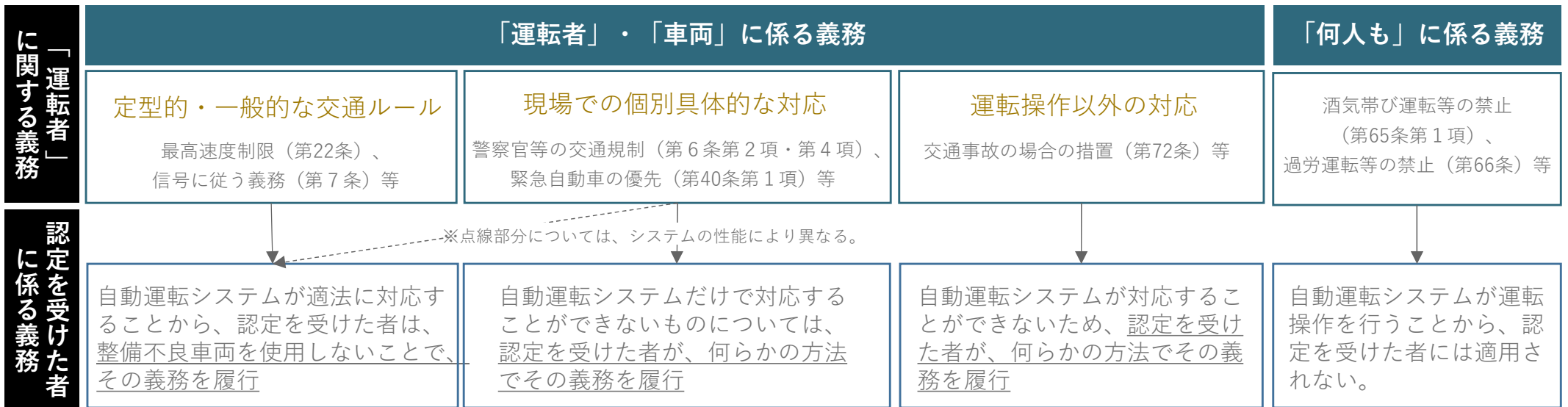


運行主体は、作成した計画について都道府県公安委員会の審査を経ることで、運転免許を要しない自動運転が認められるとの方向性が示されたが（昨年度論点⑨）、(1)その際の法的効果（特例）として、どのようなものが考えられるか。また、(2)認定を受けないでレベル4の自動運行装置を使用した自動運転が認められる場合があるか、さらに、認定を受けた計画に従わなかった場合の認定の効果について検討。

## (1) 認定による効果（特例）について

計画の認定を受けた運行主体は、運転免許を受けた運転者を要しない自動運転が認められるとの方向性が示されたことを踏まえ、認定による効果（特例）について、以下のとおり考え方を整理した。

御議論いただきたい点



### 上記考え方を踏まえた特例（案）

- ✓ 認定を受けた者は、無免許運転等の禁止（第64条第1項）の規定にかかわらず、運転免許を受けないで、計画に係る自動運転をすることができる。  
※計画の内容については、論点③で御議論いただく予定
- ✓ 認定を受けた者は、「何人も」が対象となっている運転操作に係る規定（例：酒気帯び運転等の禁止、過労運転等の禁止）の適用を受けない。
- ✓ 「運転者」に係る運転操作以外の義務に関する規定（例：交通事故の場合の措置）は、認定を受けた者に適用する。

※これらの義務の履行方法については、計画の内容に含めることを想定

# 論点② 認定による特例の適用について

## (2) 認定による特例の適用について

認定による特例が適用されると、運転免許を受けた運転者を要しない自動運転が可能になるとともに、認定を受けた者が道路交通法上の各種義務を負うことになるが、認定を受けずにレベル4の自動運行装置を使用した自動運転が認められる場合があるか、また、認定を受けた計画に従わなかった場合の認定の効果はどうか。

前提：遠隔型自動運転システムの公道実証実験に係る現行の枠組み（レベル3以下）

**ガイドライン型**：必要な運転免許を受けた者が運転車席に乗車して、「運転者」が負うべき義務を負うことを前提に、

公道における自動運転システムを用いた運転が可能

※「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」

**道路使用許可型**：必要な運転免許を受けた遠隔監視・操作者が、「運転者」が負うべき義務を負うとともに、

安全確保措置が十分にとられていることを前提に、公道における自動運転システムを用いた運転が可能

### レベル4の自動運行装置を使用した自動運転の実現方法と考え方

御議論いただきたい点

#### 車内無人

a) 認定計画に従った自動運転 ⇒ 特例の適用

#### 認定計画に従っていない自動運転

b) 認定計画に記載されていない自動車を使用している、認定計画上の連絡・報告体制がとられていないなど

⇒ 計画の審査を経て確認された**安全性が損なわれる可能性**

※この場合の行政処分の在り方については、論点⑤において御議論いただく予定

c) 計画の認定を受けていないが、道路使用許可を受けている

⇒ 道路使用許可の基準を満たすのであれば、**安全性が担保される**。

d) 計画の認定を受けておらず、道路使用許可も受けていない

⇒ **安全性が担保されない**。

道路使用許可型

#### 車内有人

e) 必要な運転免許を受けた者が運転車席に乗車した、  
認定計画に従った自動運転

⇒ **特例の適用**により、運転者席に乗車した者は、「運転者」に係る義務を負わない。

f) 必要な運転免許を受けた者が運転車席に乗車した、  
認定計画に従っていない（審査を受けていない）自動運転  
⇒ 運転車席に乗車した者が、現行の「運転者」が負うべき義務を負うことを前提に、レベル4の自動運行装置を使用した自動運転が認められる。

ガイドライン型

## 論点② 認定による特例の適用について

### 【参考】海外動向

ドイツ



イギリス



レベル4の自動運転に係る制度整備（検討）状況

2021年2月  
「道路交通法及び強制保険法改正のための法律案－自動運転法」

※ 2021年半ばまでの法案の可決、2022年までの施行を予定

2020年12月  
「自動運転車：自動運転車の規制枠組みに関する照会文書3」

可能になる運行の形態

州法に基づく所管当局からの許可を受けた自律運転機能を備えた車両の走行

※地方自治体における公共旅客輸送や物流における利用を想定

認可されたフリートオペレーター<sup>(※1)</sup>の下での遠隔運行<sup>(※2)</sup>

※1 直接的ではなく（通信等の）接続を通じて車両を管理する法人

※2 有責利用者（The User-in-charge）のいない車両の遠隔操作

運行を行う者

許可に係る車両の所有者

- ① 認可されたフリートオペレーター（法人）
- ② 認可されたフリートオペレーターの監督及び保守サービスの対象となっている車両を使用する者

上記の者に課される義務

- ・ 自律運転機能に必要なシステムの定期的な保守を行う
- ・ 車両操作以外の他の交通規制を遵守するための措置を講じる
- ・ 技術監督業務（※）を遂行する

※ 技術監督：自動運転機能を備える車両の作動を停止させ、技術装置により車両が最小リスク状態になった際に代替運行操作を起動させることのできる自然人。

（①について）

- ・ 車両を監督する
- ・ 車両を整備する
- ・ 車に保険をかける
- ・ サイバーセキュリティを維持する
- ・ 事故や不都合な出来事を報告する